

学校法人熊本学園 情報セキュリティ基本方針

学校法人熊本学園（以下、「本法人」という）および本法人が設置する学校等は、教育・研究・管理運営における社会的使命を果たすため、情報資産の適切な保護と活用が不可欠であることを認識する。ここに、情報セキュリティに関する法令等を遵守し、社会からの信頼を保持するため、「情報セキュリティ基本方針」を以下の通り定め、本法人はこれを遵守する。

1. 目的

本方針は、本法人が保有する情報資産の「機密性」「完全性」および「可用性」を維持し、情報セキュリティインシデント（事故・事件）を未然に防止するとともに、万一の発生時には迅速かつ的確に対処し、教育・研究活動の継続性を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針は、本法人が管理するすべての情報資産、およびそれらを利用するすべての者（教職員、学生、生徒、園児、保護者、その他関係者）に適用する。なお、本法人が管理する情報資産であれば、その所在（学園内の情報ネットワーク、クラウドサービス、業務委託先等の外部環境）を問わず、本方針を適用する。

3. 実施事項

本法人は、情報セキュリティを確保するため、以下の対策を実施する。

(1) 組織体制の整備

本法人は、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を統括責任者とし、設置学校ごとに情報セキュリティ責任者および実施責任者を配置する。また、CSIRT（インシデント対応チーム）や全学セキュリティ委員会（設置校を含む）を設置し、組織的かつ統一的なガバナンス体制を確立する。

(2) リスクマネジメントと情報資産の保護

本法人は、情報資産の重要度に応じた格付・分類を行うとともに、情報セキュリティリスクを定期的に評価・分析し、その結果に基づいて物理的、技術的、人的な安全管理措置を講じる。

(3) 情報システムのセキュリティ確保

本法人は、情報システムへの不正アクセス、情報漏えい、改ざん、破壊等を防止するため、認証機能の強化、ログ管理、ネットワーク監視等の技術的対策を講じる。

(4) 法令・規範の遵守

すべての情報資産利用者は、情報セキュリティに関する法令（個人情報保護法、著作権法、不正アクセス禁止法等）、国が定める指針、および本法人が定める規定・ルールを遵守する義務を負う。

(5) 教育・啓発の実施

本法人は、教職員に対して定期的な研修等を実施し、情報セキュリティに関する知識の習得および意識の向上を図る。また、学生等に対しては、教育研究機関としての使命に基づき、情報倫理の涵養および適切な情報利用に関する指導を行う。

(6) 情報システム事業継続計画（IT-BCP）の策定

本法人は、大規模災害やシステム障害、サイバー攻撃等の不測の事態に備え、事業継続計画の一つとして、情報システム事業継続計画（IT-BCP）を整備する。これにより、重要業務の中断を防ぎ、万一中断した場合でも早期復旧を図ることで、教育・研究活動への影響を最小限に抑える。

(7) 点検・評価と継続的改善

本法人は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的かつ客観的に点検・評価・監査を実施する。その結果に基づき、新たな脅威や環境の変化に対応できるよう、本方針および関連規定の継続的な見直しと改善に努める。